

令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第12回定例総会会議録

令和3年12月10日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番 兼岡 正英	9番 井上 豊久
2番 神 文人	10番 兼平 昭光
3番 三上 三樹	11番 對馬 孝
4番 佐藤 松子	13番 工藤 清
5番 木村 暢子	
6番 木村 賢一	
7番 工藤 修二	
8番 工藤 文信	

◎欠席委員 1名

12番 木村 重美

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第12回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の佐藤松子委員、11番の對馬孝委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長 事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和3年11月25日 令和3年鱒ヶ沢町議会第1回臨時議会 場 所：鱒ヶ沢町役場議場 出席者：工藤清会長、事務局【田村】</p> <p>報告第2号 令和3年11月26日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字今須地内 外 出席者：工藤修二委員、兼平昭光委員、中村広推進委員 事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第3号 令和3年11月26日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字西禿地内 出席者：工藤修二委員、兼平昭光委員、中村広推進委員 事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第4号 令和3年11月30日 第2回農業者年金業務担当者会議 場 所：青森県農業会館 出席者：齋藤（和）</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第40号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p>

議長	<p>議案第41号 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第38号の詳細について説明申し上げます。 3頁をご覧ください。</p> <p>番号35 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢126番地 地目 登記簿 畑 現況 樹園地 面積 5,475㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、売買による所有権移転です。</p> <p>番号36 農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須183番地1 地目 登記簿 田 現況 田 面積 10,565㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上2件を申し上げましたが、資料4頁をご覧ください。</p> <p>第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。 番号35番は現在りんごを栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。 番号36番は現在水稲を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。 番号35番から番号36番の所有権移転につきましては11月26日、農業委員の工藤修二委員、兼平昭光委員、中村広推進委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。 農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。</p> <p>議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>

議場 「異議なし」という声あり]

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第38号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

事務局 続きますして議案第39号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第39号の詳細について説明申し上げます。
5頁をご覧ください。

番号8
農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字西禿18番地4
地目 登記簿 田
現況 畑
面積 92㎡
売買による所有権移転
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
転用理由は、自動車展示場です。
申請地は、6頁に地図を添付しております。

議長 ただいま事務局から議案第39号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった工藤修二委員より調査結果をお願いします。

三上三樹 令和3年11月25日、兼平昭光委員、中村広推進委員、事務局とともに農地農業委員 法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。
議案第39号8番をご覧ください。
申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。
申請地は舞戸町字西禿18番4、面積は、92平方メートル、登記地目、現況ともに田となっております。
一般基準からみた判断を申し上げます。

現地調査をしたところ、申請地は資料 6 ページの図面でもわかるとおり周辺は商業地や宅地となっており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

また、面積的にも適当と思われ資金関係については、全額自己資金とし、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

以上、現地調査の報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、議案第 39 号について審議に入ります。

議案第 39 号について異議、ご質問を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 39 号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第 40 号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてですが、番号 179 番から 182 番、189 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私と工藤修二委員の一時退席となりますので、議長を暫時の間、兼岡職務代理に交代いたします。

議場

(委員が退席、議長の変更をする)

議長 (兼岡職務代理)

暫時の間、議長を務めさせていただきます。

議案第 40 号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認のうち番号 179 番から 182 番、189 番について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、番号 179 番から 182 番、189 番について説明いたします。
8 頁をご覧ください。

番号179

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田370番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,750 m^2

外田3筆 合計4筆

合計面積 5,614 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号180

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田112番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 525 m^2

外田8筆 合計9筆

合計面積 8,801 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号181

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字前田75番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,575 m^2

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号182

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字葛ヶ沢2番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 11,431 m^2

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号189
農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井358番地
地目 登記簿 田
現況 田
面積 501㎡
外田3筆 合計4筆
合計面積 2,077㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃貸借 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

議長(兼岡職務代理)

ただいま、番号179番から182番、189番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長(兼岡職務代理)

ないようなので、採決致します。
議案第40号、番号179番から182番、189番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長(兼岡職務代理)

全員賛成ですので、議案第40号、番号179番から182番、189番について、承認することに決定いたします。
これで議長代理を終了させていただきます。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(委員が着席、議長が交代する)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、7ページの、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数		0件
地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	7件	50,315 m ²
新規	10件	70,983 m ²
計	17件	121,298 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	29筆	63,810 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	42筆	57,488 m ²
計	71筆	121,298 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	16名
借手農家	13名

地目別面積

田	119,178 m ²
畑	2,120 m ²
樹園地	0 m ²
計	121,298 m ²

3. 総地目別面積

田	119,178 m ²
畑	2,120 m ²
樹園地	0 m ²
計	121,298 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	2名
受け手農家	2名

地目別面積

田	14,838 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	14,838 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号183

農地の所在 鯉ヶ沢町大字館前町字中川原63番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,125㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 4,728㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号184

農地の所在 鯉ヶ沢町大字深谷町字細ヶ平野山54番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 803㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 2,120㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

使用賃借 就農計画の提出(有)

番号185

農地の所在 鯉ヶ沢町大字種里町字中崎30番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 402㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 4,013㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号186

農地の所在 鯉ヶ沢町大字一ツ森町字禿30番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,351㎡

外田8筆 合計9筆

合計面積 23,790㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号187
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永163番地1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3,553㎡
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1俵半（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号188
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字唐松169番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,983㎡
外 田6筆 合計7筆
合計面積 14,562㎡
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1.5 俵で契約しております。

番号190
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井470番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 561㎡
外 田17筆 合計18筆
合計面積 5,059㎡
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号191
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾中崎36番地1
地 目 登記簿 田
現 況 田

面積 29㎡
外 田2筆 合計3筆
合計面積 4,423㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り1俵（玄米）で契約しております。

番号192
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山261番地6
地 目 登記簿 田
現 況 田
面積 2,914㎡
外 田1筆 合計2筆
合計面積 5,682㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り2俵（玄米）で契約しております。

番号193
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山277番地2
地 目 登記簿 田
現 況 田
面積 9,237㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り2俵（玄米）で契約しております。

番号194
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田213番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面積 8,531㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り2俵（玄米）で契約しております。

番号195
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須前田126番地1

事務局

地目 登記簿 田
現況 田
面積 832㎡
外 田2筆 合計3筆
合計面積 5,102㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期間 5年
賃借料 10a 当り 1俵（玄米）で契約しております。

番号196
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪63番地1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 2,724㎡
外 田2筆 合計3筆
合計面積 6,783㎡
新規設定
利用目的 田
期間 10年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
農地中間管理事業
賃借料 10a 当り 1俵で契約しております。

番号197
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字兼草106番地
地目 登記簿 田
現況 田
面積 3,878㎡
外 田1筆 合計2筆
合計面積 8,055㎡
新規設定
利用目的 田
期間 10年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
農地中間管理事業
賃借料 10a 当り 1俵で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第40号について審議に入ります。
この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

3 番 三上三樹委員	番号184番、新規の使用貸借で利用目的が畑とありますが、何を作付する予定ですか。
事務局	就農計画では、枝豆とじゃがいもを栽培し、海の駅（あじ・彩・感）で販売予定とのことです。
議長	その他、ありませんか。 それでは議案第40号について審議に入ります。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第40号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので議案第40号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。
	<p>続きまして議案第41号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、本議案については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する神文人委員の一時退席をお願いします。</p>
議場	（神文人委員が退席する）
事務局	<p>資料19頁、議案第41号不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について説明致します。</p> <p>番号1につきましては、以前の総会で親から子へ農地を贈与しております。</p> <p>不動産取得税の徴収猶予が適用される要件として、受贈者が認定農業者でなければならないこと、農地を全て贈与していること、また受贈者が以前から農業を営んでいる等があります。</p> <p>それらの要件を満たし、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者に該当すると考えられるため、承認を求めるものであります。</p> <p>ちなみに農地を贈与する場合は贈与税が課税されますが、親から子への贈与であれば2,500万円までは、贈与を受けた翌年に税務署に申請することで相続時精算課税制度が適用され、贈与税も徴収猶予が受けられることとなります。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは議案第41号について審議に入ります。 この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第41号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第41号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。 退席していた委員の着席をお願いいたします。</p>
議場	<p>(神文人委員が着席する)</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和3年第12回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
議長	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は1月11日(火)午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p>(午前10時55分)</p>
	<p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 佐 藤 松 子</p> <p style="text-align: right;">〃 對 馬 孝</p>
